

平成27年9月8日
総務省中国四国管区行政評価局

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査の結果（中国四国管区行政評価局調査分）

総務省では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況及び電力系統への接続状況等を調査し、その結果を取りまとめ、平成27年9月8日、経済産業省に勧告しました。

中国四国管区行政評価局は、広島県内に所在する機関（中国経済産業局、電力会社及び発電事業者）に対する調査を担当しましたが、その調査結果の概要は、別紙1のとおりです。

なお、総務省の勧告の概要は、別紙2のとおりです。

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

〈照会先〉

総務省中国四国管区行政評価局
第二部第1評価監視官室
〈河元・福井・松野〉
電 話： 082-228-6352
F A X： 082-228-4471

中国四国管区行政評価局の調査結果の概要

1 発電設備の認定の適正化

(調査のねらい)

- 出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の選任、工事着工前までの保安規程の届出等の安全規制がかかることなどから、本来であれば出力 50kW 以上の規模である太陽光発電設備を、同一の場所において出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請する案件（いわゆる「分割案件」）が存在するといわれている。
また、平成 26 年度からは、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、原則として認定が失効する取扱いとしており、出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請することは、一定期間内の場所及び設備の確保義務の履行を回避することにもなる。
このため、経済産業省は、「分割案件」については、平成 26 年度から、原則として認定しないこととした（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）第 8 条第 1 項第 13 号）。
- 経済産業省が講じた改善策が徹底されているかを調査

(調査結果)

- **意図的未着工案件（注）対策の回避防止等として禁止した「分割案件」のおそれがあるものを認定。太陽光発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担増加につながるおそれ**

（注）買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待って高い利益を得ようとするなどの意図で着工に至らない案件

- ・中国経済産業局管内では、平成 26 年 5 月～11 月までの間に認定された出力 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備 3,508 設備のうち、163 設備が「分割案件」のおそれあり（結果報告書 P38 参照）

2 電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

(調査のねらい)

- 固定価格買取制度では、電気事業者は、その電力系統に経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の接続を求められたときは、書面により発電事業者が負担しなければならない接続に必要な費用（以下「工事費負担金」という。）の内容及び精算の基礎が合理的なものであること並びに当該費用が必要であることの合理的な根拠を示さなければならないこととされている（施行規則第5条第2項）。

これらの費用に係る具体的な提示内容については、経済産業省、発電事業者団体、電気事業連合会等を関係者として検討が行われ、その合意内容である「再生可能エネルギーの系統連系について」（平成24年12月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課）において、工事費負担金の内訳として提示すべき具体的項目等が示されている（本資料末尾の（参考）参照）。

- 電力系統への接続に要する費用の透明性が確保されているかの観点から、工事費負担金の内訳は、「再生可能エネルギーの系統連系について」において示された提示方法によって提示されているかを調査

(調査結果)

○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳の提示が不十分

- ・ 広島県内の調査対象7設備のうち、6設備が不十分
 - ① 内訳の提示なし 1設備
 - ② 内訳の提示不十分 5設備（うち詳細な内訳を求めたが断られたものが1設備）
（結果報告書P62、P68及びP69参照）

(主な事例)

① 出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備の例

i) 工事費負担金内訳の提示内容が不十分であった例 (調査結果報告書 P64 参照)

電力会社名	工事費負担金内訳の提示内容等					
中国電力	[出力] 49.5kW [発電設備所在地] 広島県 [提示内容] 平成 26 年 10 月○日付け「工事費負担金請求書」(抜粋)					
		内訳	材料費	工費	諸掛費	計
	架空線工事	取付	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		撤去	〇〇〇	〇〇〇		
		計	〇〇〇	〇〇〇		
合計					〇〇〇 (〇〇〇)	
※架空線工事内容：変圧器取付および取替、低圧線撤去、引込線新設工事						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 工事費負担金額等は、調査対象発電設備が特定されるおそれがあるため、明示していない。

ii) 発電事業者が工事費負担金の詳細な内訳の提示を求めたものの断られた例

(調査結果報告書 P68 参照)

電力会社名	経緯及びそれに対する電力会社の意見
中国電力	[出力] 29.7kW [発電設備所在地] 広島県 [経緯] 平成 26 年 8 月○日付け請求書には、内訳として材料費、工費、諸掛費のみが示されていたため、材料費、工費等の詳細な内訳を求めたが、出せないと言われ、口頭で説明を受けた。

(注) 当省の調査結果による。

② 出力 50kW 以上の太陽光発電設備の例（調査結果報告書 P 70 参照）

電力会社名	工事費負担金内訳の提示内容等		
中国電力	[出力] 50kW 以上 500kW 未満 [発電設備所在地] 広島県 [提示内容] 平成 25 年 5 月〇日付け客営再第〇号「事業用太陽光発電連系検討に関する検討結果について（ご回答）」（抜粋） （3）当社対策工事		
	工事内容	工事補償金額 (税込み)	所要工期
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧引込線新設工事×〇m ・ 高圧架空線増架工事×〇m ・ 電柱建替、改造工事 	〇〇〇円	14 ヶ月

(注) 1 当省の調査結果による。

2 工事費負担金額、発電設備の出力等は、調査対象発電設備が特定されるおそれがあるため、明示していない。

(参考)

「再生可能エネルギーの系統連系について」において示されている負担金工事内訳の書式（調査結果報告書P57及びP58参照）

別添1-①

負担金工事内訳（高圧・低圧）
【工事費負担金請求時用】

○工事概要

設備区分	項目	新設	撤去	建替・張替・取替	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高圧線	M	m	m	
	高圧引込線	M	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器（kVA）	台	台	台	
	低圧線	M	m	m	
	低圧引込線	M	m	m	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	M	m	m	
	マンホール・ハットマンホール	個	個	個	
	高圧ケーブル	M	m	m	
計量器	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

※1 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、当社と守秘義務契約を締結していただく必要があります。
※2 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提出していただく必要があります。

○概算工事金額

総額	〇〇.〇百万円（消費税等相当額 〇.〇百万円含む） （材料費等〇〇.〇百万円、工費等〇〇.〇百万円）
内訳	架空線工事 〇.〇百万円（消費税等相当額除く） （材料費等 〇.〇百万円、工費等 〇.〇百万円）
	地中線工事 〇.〇百万円（ " " ） （材料費等 〇.〇百万円、工費等 〇.〇百万円）
	計量器工事 〇.〇百万円（ " " ） （材料費等 〇.〇百万円、工費等 〇.〇百万円）
	その他 〇.〇百万円（ " " ） （材料費等 〇.〇百万円、工費等 〇.〇百万円）
	その他 〇.〇百万円（ " " ）
	その他 〇.〇百万円（ " " ）

※2 【架空線/地中線】工事の内訳中、調査測量費、用地取得費及び設計費等その他の費用を材料費等に【〇%/〇円】、工費等に【〇%/〇円】含んでおります。

別添1-②

負担金工事内訳（高圧・低圧）
【接続検討回答時用】

○工事概要

設備区分	項目	新設	撤去	建替・張替・取替	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高圧線	M	m	m	
	高圧引込線	M	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器（kVA）	台	台	台	
	低圧線	M	m	m	
	低圧引込線	M	m	m	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	M	m	m	
	マンホール・ハットマンホール	個	個	個	
	高圧ケーブル	M	m	m	
計量器	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

※1 接続検討では、現地の詳細な調査測量及び用地交渉等を実施しておりませんので、実際には工事概要および工事費用が変更となる場合があります。
※2 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、当社と守秘義務契約を締結していただく必要があります。
※3 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提出していただく必要があります。

○概算工事金額

総額	〇〇.〇百万円（消費税等相当額 〇.〇百万円含む）
内訳	架空線工事 〇.〇百万円（消費税等相当額除く）
	地中線工事 〇.〇百万円（ " " ）
	計量器工事 〇.〇百万円（ " " ）
	その他 〇.〇百万円（ " " ）

※3 【架空線/地中線】工事の内訳中、調査測量費、用地取得費及び設計費等その他の費用を【〇%/〇円】含んでおります。

(注) 負担金工事内訳の様式は、特別高圧のものも含めて、経済産業省のホームページ（「なっとく！再生可能エネルギー」の「よくある質問」）に掲載されている。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図るため、再エネ特措法に基づき平成24年7月から固定価格買取制度（注1）を導入

（注1）電力会社が再生可能エネルギーにより発電された電気を固定価格で買い取る制度。買取りに必要な費用（実際の買取費用から、再エネ電気を買い取るにより電力会社が支出を回避できた燃料費などの費用を除く。）は、電気使用者から賦課金（経済産業大臣が定める単価×電気使用量で算出。通常の電気料金と合わせて負担）として徴収

- 再エネ発電設備の導入が着実に進む一方（注2）、買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待って高い利益を得ようとするなどの意図で着工に至らない案件（「意図的未着工案件」）等が発生し、経済産業省が逐次、改善策を実施（注3）。また、電気使用者の負担は年々増加（注4）

（注2）運転開始した再エネ発電設備：平成24年6月末約2,060万kW → 27年3月末約3,936万kW（制度開始前の約1.9倍）。増加分の約97%が太陽光

（注3）①太陽光発電設備について設備認定後一定期間内に設備未発注等の場合の認定取消し（平成25年9月～）・失効（平成26年4月～）

②太陽光発電設備の買取価格の決定時期の見直し（平成27年2月～）

③「分割案件」の禁止（平成26年4月～）

④出力抑制を求めることができる発電設備の範囲見直し（平成27年1月～）等

（注4）賦課金総額：平成25年度実績 約3,190億円（標準家庭の場合、年額1,260円）→ 27年度見込み 約1兆3,222億円（同5,688円）

- 現在、再エネ特措法に基づき、経済産業省において制度の在り方について検討中

⇒ 再生可能エネルギーについては今後とも増加が見込まれる一方、太陽光に偏った導入や電力会社への接続の制約等が認められることから、再生可能エネルギーの利用の促進と電気使用者の負担増加の抑制を両立するため、速やかに固定価格買取制度の在り方について見直しを行う必要がある。

勧告日：平成27年9月8日
勧告先：経済産業省

調査対象：経済産業省
8経済産業局
9電力会社
関係団体等

主な調査事項

発電設備の認定状況

電力会社への接続状況

固定価格買取制度に係る収支状況

主な調査結果

禁止した「分割案件」のおそれがあるものを認定

電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳の提示が不十分

買取りに必要な財源の不足のため金融機関から借入れ。借入れに伴う利息等は賦課金に上乗せされ、電気使用者の負担が増加

主な勧告

発電設備の認定の適正化

電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

買取りに必要な財源の不足に伴う借入れによる電気使用者の負担増加の抑制

1 発電設備の認定の適正化

調査結果

結果報告書P28～31

○ 意図的未着工案件対策の回避防止等として禁止した「分割案件」(注1)のおそれがあるものを認定。太陽光発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担増加につながるおそれ

- 平成26年5～11月までの間に認定された出力30kW以上50kW未満の太陽光発電設備全32,813設備のうち、1,451設備が「分割案件」のおそれあり(注2)
- 1,451設備のうち、関東・九州経済産業局が管内の877設備について改めて確認したところ、少なくとも712設備(約81%)は「分割案件」のおそれ(不明140設備(約16%)、非該当25設備(約3%))

(注1) 発電事業者が特段の理由がないのに同一の又は近接した場所において、例えば出力50kW未満になるよう発電設備を分割して設置しようと認定申請するもの。平成26年度から原則として禁止

(注2) 1,451設備のほかに、認定後の発電事業者の変更により「分割案件」と同様の状態が生じたものが6設備

(参考)

太陽光発電設備に適用される主な制度	出力50kW未満	出力50kW以上
電気主任技術者の選任	×	○
工事着工前までの保安規程の届出	×	○
設備認定後一定期間内に設備未発注等の場合の認定失効制度の適用	×	○

上記712設備(いずれも出力30kW以上50kW未満)の約7割(524設備)は出力45kW以上50kW未満。

勧告

発電設備の認定時及び変更の届出時における「分割案件」ではないことの確認の徹底

2 電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

調査結果

結果報告書P49～52

○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳(注)の提示が不十分

- 調査対象161設備のうち①内訳の提示なし 15設備(うち提示を求めたが断られたものが1設備)
- ②内訳の提示不十分 37設備(うち詳細な内訳を求めたが断られたものが1設備)

(注) 発電事業者が電力会社へ接続するために負担しなければならない電線、電力量計等の設置に要する費用(工事費負担金)が合理的かつ必要であることの根拠について、電力会社はその内訳を書面で発電事業者に示さなければならないとされている。

勧告

電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示について指導

3 買取りに必要な財源の不足に伴う借入れによる電気使用者の負担増加の抑制

調査結果

結果報告書P72~74

- 再生可能エネルギーの買取実績が見込みを上回り（注）、買取りに必要な財源が不足したため、金融機関から借入れ（平成25年11月から借入れ。26年度末の借入残高約1,424億円）を行い、買取りに必要な財源に充当

（注）買取電力量：平成25年度 見込み 161.1億kWh - 実績 181.2億kWh（対見込み比112.5%）
26年度 見込み 239.1億kWh - 実績 286.0億kWh（対見込み比119.6%）

- 借入れに伴う利息等は賦課金に上乗せ（平成27年3月末時点までの累計で、利息約5.15億円+借入手数料等約3.45億円=計8.6億円）。賦課金を支払う電気使用者の負担が増加

勧告

買取電力量の見込みをより精緻化するなど必要な措置の実施

◎（参考）固定価格買取制度の主な仕組み

